

(添付資料)

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、前半は原燃料価格の高騰、後半に入り『百年に一度』と言われる経済危機に飲み込まれ、月を追うごとに状況は悪化を辿っており、日本を代表する自動車・電機をはじめとする企業の生産活動・輸出が急速に縮小し、収益が悪化の一途を辿っております。また、年末から雇用情勢が急速に悪化・生活防衛意識が高まり、個人消費が一気に冷え込み、厳しい環境となっております。

繊維景況については、衣料用は中高級品を中心に買い控えによる消費の低迷、インテリア用はマンション販売戸数及び自動車内装材の減少、資材用は景気後退による企業の設備投資の先送り、在庫の圧縮、基幹産業である自動車の大減産により環境が急速に悪化するなど、いずれの用途も厳しい一年となりました。

このような環境下で、当社グループ（当社、連結子会社）の業績は、売上高が13億25百万円と前連結会計期間に比べ2億53百万円（△16.1%）の減収となりましたが、受注単価の改定、諸経費の削減に取り組み、営業損失は1億14百万円と前連結会計期間に比べ20百万円、経常損失は1億22百万円と前連結会計期間に比べ11百万円の赤字縮小となり、役員退職慰労引当金戻入額30百万円、仮撚工場及び能登工場の固定資産に対する減損損失2億53百万円、社員寮取壊し等に伴う固定資産処分損58百万円、社員寮跡地売却に伴う固定資産売却損38百万円、法人税等調整額46百万円を計上した結果、当期純損失は4億5百万円（前連結会計期間は2億81百万円の当期純損失）となりました。

当社の各部門の業績は次のとおりであります。

〔紡績部門〕

産業資材分野では、当社主力商品であるアラミド繊維（高機能難燃繊維、高強力繊維）の受注は年後半までに好

調に推移したものの、自動車生産台数の大幅調整や設備投資抑制の影響で、年明けからの受注が急減となりました。一般衣料用途は、国内需要の低迷から減少傾向が続きましたが、カーシート用紡績糸が軽自動車への採用や官需向けの資材用ポリエステル紡績糸は増加となりました。

一方、衣料分野では当社間接輸出の中近東向け民族衣装の特化素材（商標名：ネスト）の複合糸を使用したブランド生地（商標：ソードフィル）は需要の減少に加え、円高と原料高の影響で大幅減少となっております。

このような状況の中、1月末をもって能登工場を閉鎖し、松任工場への生産集約・効率化と受注単価の改定に取り組みましたが、大幅な収益の改善には至りませんでした。

〔仮燃部門〕

ポリエステル長繊維加工糸の衣料用は、輸入糸及び二次製品の輸入定着による需要減少で苦戦を強いられており、全体として原燃料値上りによる影響が大きく、引き続き厳しい状況が続いております。年度初めより、老朽化設備の廃止ならびに不採算品種のカット及びコスト合理化に取り組みましたが、年後半からの経済不況の影響で生産量は前年比18%の減少となり、赤字幅縮小に至りませんでした。

当期の配当につきましては誠に申し訳なく思いますが無配とさせていただきたいと存じます。株主の皆様には、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2)売上高内訳

単位：百万円(未満切捨)

部門別	売上高	前年比	構成比
紡績	1,110	△10.0 %	83.8 %
仮燃	215	△37.6	16.2
計	1,325	△16.1	100.0

(3)対処すべき課題

未曾有の大不況が当面続く見通しの経済環境下にあっ

て、当社が今後取組むべき課題は、更なる生産の効率化・合理化を遂行していくことが収益改善の最も大きなポイントであります。

その具体策といたしましては、以下の3点を重要課題として取組んでおります。

①効率的な生産方式の構築

高機能糸生産ラインに設備改造を加え、製造コストの低減及び生産ロスの削減を目指すとともに近々の市場で、その傾向が顕著になっている少量多品種発注に対応すべく、紡績第2工場の生産銘柄数をさらに拡大させます。

②高機能糸の開発

着実に成長している高機能糸市場に対し、原料メーカーとより連携を高め、超強力・難燃という基本的機能にさらなる新機能を加え、その高い生産管理水準ともに相俟って斯業界一番目指します。また、当社は長・短繊維の複合糸製造等の独自技術を擁し、その技術力をもって、特殊用途向けの開発を急いでおります。

③人材の育成

企業は人なりとその言を待たないところでありますが、高機能な素材を生み出すプロセスには、多くの現場レベルの知恵・工夫が加えられており、糸メーカーとして社員の技術力が当社の強みであります。個々の社員レベルをより高め、多能工化・少数精鋭化を目指しつつ、次世代に通ずる技術継承と人材育成に努めます。

また、当社は大阪証券取引所市場第2部に上場しておりますが、平成20年8月の上場時価総額が5億円未満となり、大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触し、期末現在上場廃止猶予期間中であります。全社一丸となり収益改善のための上記施策を推し進め、企業価値を高めるよう邁進いたします。

(4)設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6)財産及び損益の状況

単位：百万円(未満切捨)

区 分 \ 期 別	平成17年度 第83期	平成18年度 第84期	平成19年度 第85期	平成20年度 第86期 (当連結会計年度)
売 上 高	1,426	1,632	1,579	1,325
経 常 利 益	△201	△112	△134	△122
当 期 純 利 益	△464	△107	△123	△405
一株当たり当期純利益	△36.51	△8.54	△9.96	△32.78
純 資 産	2,230	2,021	1,761	1,251
総 資 産	3,863	3,589	3,293	2,495

(7)主要な事業

部 門	主 要 製 品 名
紡 績	衣料・産業資材用ポリエステル短繊維、アラミド短繊維
仮 撚	ニット・織物用ウーリー糸等ポリエステル長繊維

(8)企業集団の主要拠点等

当社本社 石川県白山市福留町201番地 1

松任工場 石川県白山市福留町201番地 1

(注) 平成21年 1月31日に能登工場を閉鎖いたしました。

(9)企業集団の従業員の状況

従業員数	前年比増減	平均年齢	平均勤続年数
111名	△40名	42.04歳	4.61年

(注) 従業員数減少の主な要因は、平成21年 1月に能登工場を閉鎖したことによるものであります。

(10)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
キタボー興産株式会社	10百万円	100%	サービス業

(11)主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社北國銀行	747百万円

(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1)株式の状況

- ①発行可能株式総数 54,631,000株
- ②発行済株式の総数 12,358,906株
(自己株式552,094株を除く。)
- ③当事業年度末の株主数 1,266名
- ④発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の株式を有する株主

株 主 名	持 株 数
株式会社石川製作所	1489千株

(注) 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2)当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役

会社における地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	直山 秀人		
常務取締役	大杉 幸正		株式会社リック・コーポレーション 代表取締役社長
取締役	直山 泰		株式会社石川製作所 代表取締役社長
取締役	八田 政利	総務統括	キタポー興産株式会社 代表取締役社長
取締役	仲治 文雄	生産・開発統括	
取締役	別所賢多朗	営業統括	
常勤監査役	中山 雅之		
監査役	北川 邦昭		白山市社会福祉協議会 会長
監査役	中山 博之		中山博之法律事務所
監査役	松栄 裕希		石川商事株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役直山泰氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役北川邦昭、中山博之及び松栄裕希の3氏は、会社法第2条16号及び第335条3項に定める社外監査役であります。
3. 取締役直山泰氏は、直山秀人代表取締役社長の叔父であります。

(2)取締役・監査役ごとの報酬等の額

取締役	7名	16,560千円
(うち社外)	1名	1,200千円)
監査役	4名	6,595千円
(うち社外)	3名	1,800千円)

- (注) 上記の取締役の支給人員には、平成20年6月27日開催の第85回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3)社外役員的主要活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	直山 泰	当事業年度開催の取締役会の50%に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	北川 邦昭	当事業年度開催の取締役会の70%、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、適宜発言を行っております。
	中山 博之	当事業年度開催の取締役会の40%、当事業年度開催の監査役会の40%に出席し、適宜発言を行っております。
	松栄 裕希	当事業年度開催の取締役会の60%、当事業年度開催の監査役会の80%に出席し、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

永昌監査法人

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3)会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 10,300千円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,300千円 |

(4)解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人による経営管理体制をとっております。取締役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則を制定し、その周知徹底を図るとともに取締役会規則を遵守しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、管理本部を管掌する取締役を、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規定等に基づき、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役、監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理しております。

(3)損失の危険に関する規定その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議の各規定、組織規定等により、各取締役及び使用人の分掌と権限を定めております。

(5)当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社に対し、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図っております。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとしております。また、当該使用人の任命・異動等人事権に関する事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとしております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保する体制

当社は、監査役が定期的に取り締役又は使用人から職務執行の報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するために関連部門が監査役の補助を行うこととしております。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用を行うこととしております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	309,329	流 動 負 債	685,516
現金及び預金	180,159	支払手形及び買掛金	26,378
受取手形及び売掛金	67,011	短期借入金	597,540
製 品	35,146	未払法人税等	1,145
原材料及び貯蔵品	10,021	賞与引当金	13,316
仕 掛 品	8,333	そ の 他	47,135
そ の 他	8,657	固 定 負 債	558,382
固 定 資 産	2,186,399	長期借入金	149,656
有形固定資産	1,872,736	繰延税金負債	102,573
建物及び構築物	822,668	再評価に係る繰延税金負債	287,194
機械装置及び運搬具	187,117	退職給付引当金	8,270
土 地	858,457	役員退職慰労引当金	10,689
そ の 他	4,493	負 債 合 計	1,243,899
無形固定資産	2,654	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,846	株 主 資 本	869,888
施設利用権	807	資 本 金	714,000
投資その他の資産	311,008	資 本 剰 余 金	1,257
投資有価証券	297,201	利 益 剰 余 金	211,839
そ の 他	13,806	自 己 株 式	△57,208
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	381,940
		その他有価証券評価差額金	△29,983
		土地再評価差額金	411,924
		純 資 産 合 計	1,251,829
資 産 合 計	2,495,728	負 債 純 資 産 合 計	2,495,728

連結損益計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,325,219
売上原価		1,265,435
売上総利益		59,783
販売費及び一般管理費		173,822
営業損失		114,038
営業外収益		23,279
受取利息	237	
受取配当金	7,996	
その他の	15,045	
営業外費用		31,933
支払利息	21,524	
減価償却費	2,754	
その他の	7,654	
経常損失		122,692
特別利益		30,000
役員退職慰労引当金戻入額	30,000	
特別損失		358,243
固定資産処分損	58,006	
固定資産売却損	38,849	
減損損失	253,229	
特別退職金	8,158	
税金等調整前当期純損失		450,936
法人税、住民税及び事業税	508	
法人税等調整額	△46,246	△45,737
当期純損失		405,198

連結株主資本等変動計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	714,000	1,257	558,812	△57,129	1,216,939
連結会計年度中の 変動額					
当期純損失			△405,198		△405,198
土地再評価差額 金の取崩			58,226		58,226
自己株式の取得				△78	△78
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△346,972	△78	△347,051
平成21年3月31日 残高	714,000	1,257	211,839	△57,208	869,888

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成20年3月31日 残高	74,468	470,150	544,619	1,761,559
連結会計年度中の 変動額				
当期純損失			—	△405,198
土地再評価差額 金の取崩			—	58,226
自己株式の取得			—	△78
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△104,452	△58,226	△162,678	△162,678
連結会計年度中の 変動額合計	△104,452	△58,226	△162,678	△509,729
平成21年3月31日 残高	△29,983	411,924	381,940	1,251,829

継続企業の前提に関する注記

当社グループは継続的に営業損失を計上し、当連結会計年度においても114,038千円の営業損失を計上しております。こうした状況から当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社といたしましては、①効率的な生産方式の構築による製造コストの削減、②高機能糸の開発による市場の開拓・高付加価値糸の生産比率向上等の諸施策を推し進め、企業の収益力を強化し、業績回復を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

株式会社リック・コーポレーション、キタポー興産株式会社の2社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数及び名称

承德帝賢北日本紡績有限公司の1社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社2社とも連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によりしております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・原材料…月次総平均法

貯蔵品……………移動平均法

（会計方針の変更）

当連結会計年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ3,787千円増加しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

松任工場は定額法、その他は定率法を採用しており、連結子会社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～60年

機械装置及び運搬具 5～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計処理の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(3)引当金の計上基準

①退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。なお、連結子会社の(株)リック・コーポレーションについては、退職金制度がないため、退職給付引当金はありません。

②役員退職引当金

役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく支給額を計上しております。なお、第80期より繰入は凍結しております。

③賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

④貸倒引当金

期末現在の売掛債権その他の債権額等に対し、債権内容その他相手先の財政状態により、合理的に見積もった額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(5)連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6)表示方法の変更

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ55,434千円、27,467千円、43,545千円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

投資有価証券	141,280千円
建物及び構築物	677,404千円
土地	769,422千円
合計	1,588,106千円

(2)担保に係る債務

1年以内に返済する長期借入金	54,540千円
長期借入金	149,656千円
短期借入金	543,000千円
計	747,196千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,401,610千円

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価額及び地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公布した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定しております。
- ・再評価を行った年月日……………平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 120,004千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 12,911,000株

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 101円29銭
1 株当たり当期純損失金額 32円78銭

固定資産の減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
紡績工場	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土地 その他	能登工場 石川県鳳珠郡能登町	168,495千円
仮撚工場	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他	松任工場 石川県白山市福留町	84,733千円

当社グループは、減損損失の算定にあたり、原則として工場別、部門別に区分しております。

衣料用途を中心に急激な受注の減少により、同製品を製造する紡績能登工場及び仮撚松任工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失(253,229千円)として特別損失に計上しております。その内訳は次のとおりであります。

(1) 紡績能登工場

建物及び構築物	106,881千円
機械装置及び運搬具	47,368千円
土地	12,302千円
その他	1,942千円
計	168,495千円

(2) 仮撚松任工場

建物及び構築物	58,215千円
機械装置及び運搬具	26,516千円
その他	1千円
計	84,733千円

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については相続税評価額をもとに算定しております。

その他追加情報の注記

当社は、大阪証券取引所市場第2部に上場しておりますが、平成20年8月の上場時価総額が5億円未満となり大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触しております。これにより平成21年8月31日までの期間において毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上とならないときは上場廃止となります。

なお、大阪証券取引所は、現下の株式市場の状況に鑑み、平成21年1月から平成21年12月までの間、上場廃止基準の上場時価総額基準を5億円から3億円に変更しております。

当社といたしましては、全社一丸となり、収益改善のための諸施策を推し進め、企業価値を高めることにより株価の上昇を図り、上場維持に努める所存であります。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員 公認会計士 松田 俊雄 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 南波 洋行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北日本紡績株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は継続して営業損失の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営計画等及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	306,526	流動負債	653,120
現金及び預金	178,693	支払手形	13,452
売掛金	67,011	買掛金	12,926
製品	35,462	短期借入金	543,000
原材料	5,209	1年内返済予定の長期借入金	54,540
仕掛品	8,399	未払金	21,290
貯蔵品	4,901	未払費用	784
原材料等保証金	2,313	未払法人税等	933
前払費用	1,596	未払消費税	4,651
未収金	1,432	預り金	401
その他	1,504	賞与引当金	435
固定資産	2,188,756	設備関係支払手形	619
有形固定資産	1,822,977	その他	87
建物	780,983	固定負債	551,002
構築物	1,925	長期借入金	149,656
機械及び装置	185,825	繰延税金負債	102,573
車両運搬具	1,292	再評価に係る繰延税金負債	287,194
工具、器具及び備品	4,493	退職給付引当金	890
土地	848,457	役員退職慰労引当金	10,689
無形固定資産	2,604	負債合計	1,204,123
ソフトウェア	1,846	(純資産の部)	
電話加入権	757	株主資本	909,218
投資その他の資産	363,174	資本金	714,000
投資有価証券	297,201	資本剰余金	1,257
関係会社長期貸付金	268,726	資本準備金	1,257
敷金及び保証金	10,470	利益剰余金	245,965
長期前払費用	3,336	利益準備金	178,500
貸倒引当金	△216,560	その他利益剰余金	67,465
		従業員保護資金	13,000
		配当引当金	10,000
		固定資産圧縮積立金	153,858
		繰越利益剰余金	△109,393
		自己株式	△52,004
		評価・換算差額等	381,940
		その他有価証券評価差額金	△29,983
		土地再評価差額金	411,924
		純資産合計	1,291,159
資産合計	2,495,282	負債・純資産合計	2,495,282

損益計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,325,219
売上原価		1,275,431
売上総利益		49,787
販売費及び一般管理費		178,590
営業損失		128,802
営業外収益		25,754
受取利息	2,927	
受取配当金	7,996	
不動産賃貸料	9,172	
その他の	5,658	
営業外費用		31,933
支払利息	21,524	
減価償却費	2,754	
支払補償費	41	
その他の	7,612	
経常損失		134,981
特別利益		37,140
役員退職慰労引当金戻入額	30,000	
貸倒引当金戻入額	7,140	
特別損失		356,454
固定資産売却損	38,849	
固定資産処分損	58,006	
特別退職金	6,368	
減損損失	253,229	
税引前当期純損失		454,295
法人税、住民税及び事業税	296	
法人税等調整額	△46,246	△45,949
当期純損失		408,345

株主資本等変動計算書

(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成20年3月31日残高	714,000	1,257	1,257
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
当期純損失			
土地再評価差額金取の崩額			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成21年3月31日残高	714,000	1,257	1,257

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	利益剰余金								
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
		従業員保護資金	配当引当金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高	178,500	13,000	10,000	162,335	232,249	596,084	△51,925	1,259,416	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△8,476	8,476	—		—	
当期純損失						△408,345		△408,345	
土地再評価差額金取の崩額						58,226	58,226	58,226	
自己株式の取得							△78	△78	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△8,476	△341,642	△350,119	△78	△350,198	
平成21年3月31日残高	178,500	13,000	10,000	153,858	△109,393	245,965	△52,004	909,218	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	74,468	470,150	544,619	1,804,036
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純損失				△408,345
土地再評価差額金取の崩額				58,226
自己株式の取得				△78
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△104,452	△58,226	△162,678	△162,678
事業年度中の変動額合計	△104,452	△58,226	△162,678	△512,876
平成21年3月31日残高	△29,983	411,924	381,940	1,291,159

継続企業の前提に関する注記

当社は継続的に営業損失を計上し、当事業年度においても128,802千円の営業損失を計上しております。こうした状況から当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していません。

当社といたしましては、①効率的な生産方式の構築による製造コストの削減、②高機能糸の開発による市場の開拓・高付加価値糸の生産比率向上等の諸施策を推し進め、企業の収益力を強化し、業績回復を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業に関する重要な不確実性が認められます。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法を採用しております。

③たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、仕掛品、原材料…月次総平均法

貯蔵品……………移動平均法

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより営業損失、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ3,787千円増加しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）…松任工場は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであ

ります。

建物	8～60年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～10年
車両運搬具	4～10年

- (2)無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- (3)リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理の方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

3. 重要な引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金…期末現在の売掛債権その他の債権額等に対し、債権内容その他相手先の財政状態により、合理的に見積もった額を計上しております。
- (2)賞与引当金…従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。
- (3)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
- (4)役員退職慰労引当金…役員の退職金の支出に備えるた

め、内規に基づく支給額を計上しております。なお、第80期より繰入は凍結しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

投資有価証券	141,280千円
建物及び構築物	677,404千円
土地	769,422千円
合計	1,588,106千円

(2)担保に係る債務

1年以内に返済する長期借入金	54,540千円
長期借入金	149,656千円
短期借入金	543,000千円
計	747,196千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,357,321千円

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価額及び同第2条第4号に定める地方税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公布した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定しております。

- ・再評価を行った年月日……………平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 120,004$ 千円

損益計算書に関する注記

子会社との取引高	
営業費用	381,646千円
営業取引以外の取引高	2,735千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	552,094株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因は、固定資産圧縮積立金であります。

リース取引に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、紡績設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主

属性	名称	議決権等の所有割合	関係内容及び取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	㈱石川製作所	被所有 直接11%	当社の不動産を賃貸しております。 役員の兼務等…1名	4,000	—	—

2. 子会社

属性	名称	議決権等の所有割合	関係内容及び取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱リック・コーポレーション*1	50 (30) [50]	当社より資金援助を受けております。役員の兼務等…2名	—	関係会社 長期貸付金	220,459
子会社	キタボー興産㈱	100 (—) [—]	業務委託契約に基づき、当社合織紡績糸の一部を生産委託しております。なお、当社より資金援助を受けております。役員の兼務等…2名	386,646	関係会社 長期貸付金	48,266

(注) 1. 議決権所有割合の()内は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

2. *1の㈱リック・コーポレーションは営業を休止しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	104円47銭
1 株当たり当期純損失金額	33円 4銭

固定資産の減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
紡績工場	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 土地 その他	能登工場 石川県鳳珠郡能登町	168,495千円
仮撚工場	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 その他	松任工場 石川県白山市福留町	84,733千円

当社グループは、減損損失の算定にあたり、原則として工場別、部門別に区分しております。

衣料用途を中心に急激な受注の減少により、同製品を製造する紡績能登工場及び仮撚松任工場に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失(253,229千円)として特別損失に計上しております。その内訳は次のとおりであります。

(1)紡績能登工場

建物及び構築物	106,881千円
機械装置及び運搬具	47,368千円
土地	12,302千円
その他	1,942千円
計	168,495千円

(2)仮撚松任工場

建物及び構築物	58,215千円
機械装置及び運搬具	26,516千円
その他	1千円
計	84,733千円

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については相続税評価額をもとに算定しております。

その他追加情報の注記

当社は、大阪証券取引所市場第2部に上場しておりますが、平成20年8月の上場時価総額が5億円未満となり大阪証券取引所の上場廃止基準に抵触しております。これにより平成21年8月31日までの期間において毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上とならないときは上場廃止となります。

なお、大阪証券取引所は、現下の株式市場の状況に鑑み、平成21年1月から平成21年12月までの間、上場廃止基準の上場時価総額基準を5億円から3億円に変更しております。

当社といたしましては、全社一丸となり、収益改善のための諸施策を推し進め、企業価値を高めることにより株価の上昇を図り、上場維持に努める所存であります。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員 公認会計士 松田 俊雄 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 南波 洋行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北日本紡績株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は継続して営業損失の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する経営計画等及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以

上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査の結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永昌監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人永昌監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成21年5月22日

北日本紡績株式会社 監査役会

常勤監査役 中山 雅之 ⑩

社外監査役 北川 邦昭 ⑩

社外監査役 中山 博之 ⑩

社外監査役 松栄 裕希 ⑩

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立し、経営責任を明確化するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (2)今後機動的な資本政策を図るため、取締役会の決議により自己株式の取得が行えるよう、変更案第7条（自己株式の取得）を新設するものであります。
- (3)平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」をいいます。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規程の削除およびその他所要の変更を行なうものであります。
- (4)また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです（変更案附則第1条および第2条）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
<u>第7条（株券の発行） 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> （新設）	（削除） <u>第7条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

現行定款	変更案
<p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(2) 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>（削除）</p>
<p>第9条（単元未満株式を有する株主の権利） 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第9条（単元未満株式を有する株主の権利） 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第11条～第20条（条文省略）</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第11条～第20条（現行どおり）</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p>
<p>第22条～第46条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第22条～第46条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現行定款	変更案
(新設)	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員が任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	当社株式 所有数
1	直山 秀人 昭和29年2月12日生	昭和51年4月 ブラジル三井肥料(株)入社 昭和60年1月 当社入社 昭和61年12月 当社企画開発室長 昭和62年6月 当社取締役 平成3年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社取締役社長（現在）	株 111,556
2	大杉 幸正 昭和22年9月17日生	昭和46年4月 (株)北國銀行入行 平成10年4月 同行香林坊支店長 平成11年10月 同行富山支店長 平成13年5月 当社入社 平成13年6月 当社常務取締役（現在）	28,050
3	仲治 文雄 昭和31年7月16日生	昭和54年3月 当社入社 平成14年7月 キタポー興産(株)入社 平成15年6月 同社商品開発グループ長 平成17年6月 当社取締役商品開発グループ長 平成17年10月 当社取締役生産・商品開発統括（現在）	9,085
4	別所 賢多朗 昭和32年9月26日生	昭和55年3月 当社入社 平成14年7月 キタポー興産(株)入社 平成16年10月 同社営業グループ長 平成17年10月 同社営業部長 平成19年6月 当社取締役営業統括（現在）	6,032
5	谷澤 整 昭和24年5月5日生	昭和49年4月 帝人(株)入社 平成17年1月 帝人ファイバー(株)北陸営業所長兼加工技術部テクスタイル品質支援チーム長 平成17年8月 同社加工技術部長（現在）	—
6	竹田 徳文 昭和18年2月27日生	昭和43年3月 海上自衛隊入隊 平成11年3月 同 海将 平成13年4月 (株)石川製作所入社 平成13年6月 同社東京研究所所長（現在） 平成14年4月 同社東京出張所所長（現在） 平成15年2月 同社執行役員 平成15年6月 同社取締役 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年4月 同社代表取締役社長（現在）	—

(以上新任2名)

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹田徳文氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
- (1)候補者竹田徳文氏につきましては、株式会社石川製作所の代表取締役社長を務めており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。株式会社石川製作所は当社発行済株式総数の11.53%を保有する主要株主であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

中山博之監査役が、健康上の理由により平成21年6月26日付にて辞任するため、新たに監査役1名の選任をお願いいたします。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	当社株式 所有数
男 網 大 介 昭和51年10月20日生	平成12年4月 朝日開発入社 平成18年3月 同社退社 平成19年9月 弁護士登録（現在） 平成19年9月 中山博之法律事務所勤務（現在）	株 —

(以上新任1名)

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 男網大介氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
- 男網大介氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識及び経験を有しており、当社の監査体制にいかしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 男網大介氏の任期は、平成24年開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。
5. 男網大介氏は、中山博之法律事務所の弁護士であり同所と当社とは役務提供の取引関係があります。

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会 場：石川県金沢市此花町6-10
金沢都ホテル 7階 鳳凰の間「西」
TEL 076-261-2111



- JR金沢駅東広場…徒歩2分
- 小松空港…直通バスで40分（金沢駅東広場ターミナルより発着）
- 北陸自動車道 金沢東IC…車で10分（金沢西ICから15分）

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
公告方法	電子公告 (http://www.ktbo.co.jp)
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル) 取次事務は中央三井信託銀行株式会社の 全国各支店ならびに日本証券代行株式会社の 本店および全国各支店で行っております。

- ・住所変更、単元未満株式の買取のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・株主様のご住所・お名前に使用する文字に関してのご案内
株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。